

様式第3号（第6条関係）

令和7年11月19日

三種町議会
議長 加藤 彦次郎 様

広報広聴委員会
委員長 三村 真

派遣結果報告書

三種町議会の議員派遣等に関する要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 日 時 令和7年11月5日（水）・6日（木）

2 場 所 北海道栗山町議会・北海道仁木町議会

3 目 的 議会広報誌に関する事項について

4 派遣の結果又は概要（意見）

（1）北海道栗山町議会

① 実績

・ 令和5年度 奨励賞 企画・構成部門

② 発行責任者及び編集者

・ 発行責任者：議長

・ 編集者：広報広聴常任委員会（10名）のうち広報小委員会（6名）

③ 発行回数

・ 年4回（発行月：2月、5月、8月、11月）

→ 各議会定例会終了後40日を目途に発行。

④ 議会広報誌に関する条例等

・ 栗山町議会基本条例

- 栗山町議会広報編集要綱
- ⑤ 広報誌の概要
 - ア 表紙
 - 裏表紙 「栗山町で頑張っている人をクローズアップ 「輝く栗山人！」」に関連する写真を掲載している。
 - イ 予算・決算審査
 - 一般会計全体における区分ごと（総務費、民生費等）の割合を歳入・歳出別に円グラフで掲載している他、概要については町ホームページが閲覧できるQRコードを掲載している。
 - 決算審査については、町債・基金の状況、健全化比率及び監査委員意見の要約を掲載している。
 - ウ 議会定例会
 - 審議されたすべての議案の一覧表は、掲載していない。
 - 当初予算・決算の掲載がない場合は、補正された事業の補正額・説明文をピックアップして掲載している。
 - 規則・条例議案は、いくつか選定し、解説文を掲載している。
 - エ 一般質問
 - トビラは、質問の項目一覧ではなく、質問者と各ページタイトル（問・答）を掲載し、質問者毎のページは、一般質問の内容のほか、始めに質問の趣旨、終わりに感想を掲載している。
 - オ 請願・陳情
 - 陳情の意見書は、全文を掲載している。
 - 請願は、採決結果及び本会議における討論のほか、要旨、付託委員会における質疑（請願者・紹介議員に対するもの）、討論、結果及び動画配信のQRコードを掲載している。
 - カ 臨時会
 - 定例会と同様に掲載している。
 - キ 裏表紙
 - 表紙との関連記事「栗山町で頑張っている人をクローズアップ」を掲載している。
 - 次に行われる定例会の日程を掲載している。
 - 編集後記は、掲載していない。
 - ク 当町では掲載していない記事
 - 議員の出席簿（年1回）
 - 議員ごとの本会議、委員会、その他（全員協議会、議会改革推進委員会、議会報告会、一般会議）における出席率を一覧表にて掲載している。
- ⑥ 質疑応答は別紙1（6頁）参照

(2) 北海道仁木町議会

① 実績

- ・ 令和元年度 入選 優良賞 (4位)
- ・ 令和2年度 入選 優秀賞 (3位)
- ・ 令和3年度 入選 優良賞 (10位)
- ・ 令和4年度 入選 優良賞 (9位)

※ 令和元年度以前においても複数回入選

② 発行責任者及び編集者

- ・ 発行責任者：議長
- ・ 編集者：広報編集特別委員会 (8名)

③ 発行回数

- ・ 年4回 (発行月：2月、5月、8月、11月)
→ 定例会の翌々月の第2木曜日に発行 (月によって変動あり)

④ 議会広報誌に関連する条例等

- ・ 仁木町議会基本条例
- ・ 議会広報編集に関する基本的な考え方
- ・ 議会広報編集マニュアル
- ・ 議会広報の編集と発行

⑤ 広報誌の概要

ア 表紙

- ・ 裏表紙「絆～親子のつながり～」に関連する写真を掲載している。

イ 予算・決算審査

- ・ 委員会における質疑数を掲載している。
- ・ 予算審査については、ピックアップした予算ごとに住民の意見を掲載している。(意見を聞いた住民の顔写真、地区名、氏を掲載)
- ・ 決算監査については、町債・基金の状況、健全化比率及び監査委員意見を要約して掲載している。

ウ 議会定例会

- ・ 町長・教育長の行政報告は、一部掲載している。
- ・ 質疑を掲載している議案については、解説についても掲載している。
- ・ 採決結果は、掲載せず、HPにて公表している。

エ 一般質問

- ・ トビラには、町ホームページの会議録が閲覧できるQRコードを掲載している。

オ 臨時会

- ・ 議案は、定例会と同様に必要に応じて解説文を掲載している他、町長の所信表明についても掲載している。
- 力 請願・陳情
 - ・ 件名、提出者、要旨を掲載している。
- キ 裏表紙
 - ・ 住民登場企画「絆～親子のつながり～」、「輝く町民さんを紹介！まちの人」のうち、「絆～親子のつながり～」は表紙の関連記事である。
 - ・ 編集後記は、掲載していない。
- ク 当町では掲載していない記事
 - ・ 全員協議会
 - 案件の概要や質疑を掲載している。
 - ・ 「きになるなにき」町議会～議員の活動実績を一部公開～
 - 議員ごとに一般質問をした数、定例会・臨時会、委員会等での質問数、議長と常任委員長の所感を掲載している。
 - ・ 「追跡 あれからどうなった？質問のゆくえ」
 - 一般質問や請願・陳情が町政にどう反映されたのか追跡調査を行い、掲載している。
- ケ 議会だより以外での発信方法
 - ・ 『議会だよりにき☆ぶち通信』
 - 定例会の日程・議案、一般質問の内容等を掲載した通信を定例会開催前に新聞折込みしている。(配付日は定例会にかかる議会運営委員会の開催日に広報編集特別委員会が協議。)
- ⑥ 質疑応答は別紙2（9頁）参照

(3) 意見

① 討論記事について

- ・ 観察前は、討論記事の掲載基準は現行どおりでよいという考えであったが、観察した両町議会が条例に則って広報づくりをしていたことから、当町議会においても改選後に制定される三種町議会基本条例において、広報の在り方を明記した上で、反対討論のみの場合においても掲載していくべきと感じた。
- ・ 議会で起きたことについては、全て町民に公開することが広報誌の在り方であるため、反対討論のみの場合においても掲載すべきである。
- ・ 議会での出来事については、町ホームページにおいても公開しているが、インターネットが苦手な方やインターネットを利用する習慣がない方にとっては、広報誌が情報を得る手段となるため、広報誌において、議会での出来事を公開することが必要であり、反対討論のみが行われた場合についても掲載すべきである。

- ・ 反対討論のみが行われたという事実を広報誌において掲載することは、当たり前のことであり、改選後に制定される三種町議会基本条例において、広報誌に関する事項として盛込むべきである。
- ② その他
- ・ 住民登場企画について、年の始めに年間のテーマを決定し、取材対象者の人選を委員全員で行った後に、取材の担当委員を決定するという方法にした方が委員個人による人選ではなく、委員会が決定したということがより明確になるのではないか。
- ・ 当局への記事の確認について、視察した両町議会は行っておらず、特に問題が発生していないことが確認できた。議会だよりは、議会で発行している広報誌であり、当町議会においても当局への確認は行わないことが正しいプロセスだと考えられるため、当該事項については、今後の協議事項とすべきではないか。
- ・ 一般質問記事について、質問者の感想を掲載することで、堅苦しい紙面という印象が薄れ、町民が読みやすい広報誌になるのではないか。
- ・ 委員会等の活動内容について、掲載することで、町民に議員の活動をより詳しく周知することができ、議会に興味を持ってもらえるのではないか。
- ・ 議員の顔写真について、イラストにすることにより、「親しみやすい」「読みやすい」広報誌が実現できるのではないか。
- ・ 写真の掲載について、写真の枚数や大きさを工夫し、文字数を減らすことにより、町民に読んでもらえる広報誌になるのではないか。

(別紙 1)

質疑応答（栗山町議会）

1 議会基本条例に関する事項

- ・ 広報に関する規定はあるのか。また、その概要は。

答 意見する。基本条例という基礎があることにより、議会として何を発信すべきか、町民は何を求めていけるかが明確化されている。

栗山町議会基本条例

(議会広報の充実)

第20条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心をもつよう議会広報活動に努めるものとする。

2 広報誌の記事に関する事項

(1) 質疑記事

- ・ 掲載する質疑の選定方法は。

答 栗山町議会広報誌編集要綱第5条により、事務局が選定している。

栗山町議会広報誌編集要綱

(編集)

第5条 広報の編集は、不偏、不党、公正、中立、事実を基本原則とする。

(2) 討論記事

- ・ 反対討論のみでも掲載することとした理由・経緯は。また、そのメリット・デメリットは。

答 栗山町議会基本条例第4条第6項により、基本的に議会で起きたことは議会広報誌に掲載すべきとしているため、反対討論のみが行われたという事実も掲載すべきとしている。

なお、討論の要約は、事務局が行っており、文字数に決まりはない。

栗山町議会基本条例

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

6 議会は、重要な議会に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活

動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

(3) 議員の文書質問の記事

- 掲載することとした理由・経緯は。

答 栗山町議会広報編集要綱において、規定しているほか、文書質問導入時に、栗山町議会運営先例集において、議会だより等で広く町民等に公表することと規定しているためである。

栗山町議会広報編集要綱

(原稿)

第4条 広報の原稿として取り扱う内容は、一般質問（代表質問を含む）、文書質問、緊急質問、意見書、決議請願、陳情、議案審議、委員会活動等の経過及び結果と町民等からの意見、その他とする。

再質問 記事の作成・確認方法は。また、当局への確認は行っているか。

答 事務局が要約し、委員が複数人で確認している。

また、当局への記事の確認は行っておらず、発行後、当局から記事について、事実とは異なるとの指摘があったことはこれまでにない。

(4) 一般質問

- 一般質問を行った議員の感想を掲載している理由は。

答 質問者が質問した趣旨、感想を伝えるべきではと副議長が議長へ提案し、正副議長の協議により掲載することとなった。

再質問 原稿の確認方法は。

答 原稿を確認する委員を各ページに1人ずつ決め、事務局からデータ送信された会議録により確認した後、事務局へ確認済みの報告を行っている。なお、記事を訂正する時は、原稿を作成した議員から了承を得ている。

(5) 住民登場企画

- 「栗山町で頑張っている人をクローズアップ 輝く栗山人！」記事住民の人選方法や記事作成の過程は。

答 1年の始めに決定した表紙のテーマのもと、住民の人選を委員全員で行った後、委員から記事の担当者を選定する。

記事を担当する委員は、表紙の撮影及び住民への裏表紙記事の作成依頼を行う。

3 編集行程

- 議会広報誌の企画から発行までのスケジュールは。

答 令和7年9月議会定例会（9/2・9/3・9/11）に関する議会広報誌の場合は、次のとおりである。

9/2 企画【一般質問終了後】

原稿の提出期限

- ① 9/12 ・ ・ ・ 一般質問趣旨・答弁要約、感想等 (質問者)
→ 一般質問日は 9/2・9/3
- ② 9/19 ・ ・ ・ ・ ・ 表紙写真・裏表紙記事 (委員)

9/29 全体校正

10/8 最終校正

10/10 データ出稿 (企画から約 1 カ月後)

10/21 納品

11/1 発行

再質問 当町議会は、最終校正を正副委員長のみで行っているが、最終校正は誰が行っているのか。

答 企画から最終校正まで委員全員で行っている。

(別紙 2)

質疑応答（仁木町議会）

1 議会基本条例に関する事項

- ・ 広報に関する規定はあるのか。また、その概要は。

答 指定している。

仁木町議会基本条例

(議会広報の充実)

第13条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から町民に対して、周知するものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が議会と町政に関心を持つような議会広報活動に努めるものとする。

2 広報誌の記事に関する事項

(1) 議員や町長の発言記事

- ・ 発言者のイラストを掲載しているが、どのような目的を持った試みか。

答 他市町村議会の広報誌にて、発言者の顔をイラストで掲載しており、好感を持ったため、掲載することとした。議会広報の編集と発行にある「親しまれる」「読みなくなる」を実現するためには、顔写真よりもイラストを用いた方がよいと感じ、当時の議員の友人にイラストを描いていただいた。

議会広報の編集と発行

4 その他

(1) 編集にあたり、心がけていること

- その他
- ・ 町民に親しまれる議会広報紙づくりを目指すこと。
- ・ 読みなくなる議会広報紙を目指すこと。

(2) 当局の発言記事（行政報告・監査委員の意見書）

- ・ 要約掲載することとした理由は。

答 議会広報編集に関する基本的な考え方により、町からの報告はすべて掲載することとしている。

議会広報編集に関する基本的な考え方

4 注意事項

- 議事は秘密会以外すべて公開するものであるということに鑑み、議会広報も議

会の審議内容を隠すことなく伝えることを基本とする。たとえ公表したことにより、議会や一部の議員に対し不利益があるとしても、議員最大の権限である議決権を行使した結果であるので隠すことなく掲載する。

(3) 討論記事

- 反対討論のみでも掲載することとした理由・経緯は。また、そのメリット・デメリットは。

答 基本条例に規定しているとおり、議会で起きたことは、できる限り町民に対して積極的に周知し、説明責任を果たすべきとしているため、反対討論のみの場合においても掲載している。

討論を掲載することにより、議会活動への理解が深まることや町政への関心が深まることを期待している。

再質問 記事の作成・確認方法は。

答 事務局が要約し、委員会で確認している。

(4) 一般質問

- 当局へ記事の確認は行っているのか。

答 行っていない。また、発行後、当局から記事について、事実とは異なるとの指摘があったことはこれまでにない。

なお、原稿の作成方法は、質問者が掲載したい部分にマーカーをした会議録を事務局へ提出し、事務局が要約している。

(5) 「追跡 あれからどうなった？質問のゆくえ」

- 掲載することとした経緯は。

答 視察した先進地で当該記事を掲載していたことがきっかけであり、当町議会においても当該記事を掲載するため、独自の掲載方法を協議し、紙面の余白が確保できた場合に掲載している。

(6) 「きになるなにき」町議会

- 掲載することとした経緯は。

答 町民が自分が支持している議員がどういう活動をしているのかについて、一番興味があると思い、掲載することとした。

また、質問数を掲載することにより、議員個人が更に頑張らなければと活動するエネルギーとなっている。

(7) 住民登場企画「絆～親子のつながり～」「輝く町民さんを紹介！まちの人」「ちょっと言わせて！」記事

- 取材対象者の選定方法は。

答 人選については、委員全員で情報共有しながら選定している。

取材対象者の選定における懸念事項として、町に対する要望等を掲載する

記事であることから官公庁職員の家族への取材は行わないこと、また、地区に偏りがないよう各地区から順番に選定することとしていたが、近年は子どもの減少により、官公庁職員の家族への取材や、地区の偏りをせざるを得ない状況にあることが課題である。

再質問 「絆～親子のつながり～」について、表紙とする写真の選定方法は。

答 委員による取材に随行した事務局が撮影した複数枚の写真から、表紙となる子どもの親に選定いただいている。

なお、取材の担当委員は輪番制であり、改選後1回目の委員会において決定している。

(7) 議会だより にき☆ぷち発信

- ・ 発行するとした経緯は。

答 観察した道内の町議会で発行されていたことがきっかけである。当町議会は、議会の傍聴者が少ないことが課題であり、議会の日程を周知することにより、少しでも興味を持ってほしいという思いから観察後、すぐに発行することとした。

掲載内容としては、主に定例会の開会日や一般質問の概要であり、レイアウトやデザイン案を事務局が作成し、委員会で校正している。なお、印刷は事務局が役場で行い、各新聞販売店へ折込みを依頼している。

再質問 新聞への折込みとしているが、新聞を契約していない方への対応は。

答 ぷち通信は、議会日程を周知する防災無線の詳細版として配付しており、新聞を契約していない町民への周知は防災無線及び町ホームページにより行っている。

また、当町においては、ほとんどの世帯が新聞を契約しており、ぷち発信による情報発信は多くの方に届いているものと認識している。

3 編集行程

- ・ 議会広報誌の企画から発行までのスケジュールは。

答 直近の広報誌の場合は、次のとおりである。

なお、今号においては、委員会の観察記事を掲載する都合上、通常とは異なった日程となっている。

9/24 企画（定例会閉会日）

10/2 初校（定例会閉会日から2～6日後）

10/15 二校（定例会閉会日から約3～4週間後）

10/28 最終校正（定例会閉会日から約4～5週間後）

10/30 入稿

11/6 納品

11/13 発行予定

再質問 各ページに掲載する写真等の選定は、いつ行っているのか。

答 初校にてレイアウトを協議し、掲載する写真の内容やリード文は初校から二校までの間に委員が1人1案考え、二校へ持ち寄ることとしている。

なお、写真は、委員会で決定した内容に沿って事務局が撮影または準備を行う。

再質問 当町議会は、最終校正を正副委員長のみで行っているが、最終校正は誰が行っているか。

答 企画から最終校正まで委員全員で行っている。

栗山町議会視察



仁木町議会視察

